第 22 回黒部市農業委員会議事録

１．日時　令和８年４月８日（水）　15 時 00 分～16 時 13 分

２．場所　黒部市くろべ市民交流センターあおーよ　101・102 会議室

３．出席委員　21 名

農業委員　13 名

１番 能澤　喬之	２番 舩屋　裕子	３番 島　美佐雄	４番 朝倉 和行
５番 山本　正志	６番 沓掛 忠昭	７番 松岡　高生	８番 山本　隆淑
９番 橋本　喜洋	10 番 佐度　義行	12 番 氷見　康弘	13 番 藤澤　良成
14 番 松島　功治			

農地利用最適化推進委員　８名

漆間　徳治	長谷川　均	宮﨑　　均	大川　浩幸
岩井　清明	越　　悦子	丸田　邦明	竹山　繁夫

４．欠席委員　６名

11 番 中野 貴代美、稲澤　一彦、尾山　　境、村田　正人、山本　勝、中　　康史

５．農業委員会事務局　４名

事務局長　上島　晴香

係　　長　村山　愛

主　　査　澤武　裕輔

主　　事　石﨑　茉里

６．議事　（１）議案第 71 号 農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する意見について

（２）議案第 72 号 農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について

（３）議案第 73 号 令和８年度農用地利用集積等促進計画案の意見決定について

７．会議の内容

事務局長：皆様、お疲れ様です。
ただ今から、第 22 回黒部市農業委員会総会を開催します。
最初に、橋本会長からあいさつがあります。

会　　長：（あいさつ）

事務局長：ありがとうございました。それでは、進行の方を会長お願いいたします。

会　　長：本日の総会議事録署名委員を私の方から指名します。
山本 正志委員、沓掛　忠昭委員を指名します。
本日総会に欠席する旨、通知を受けている委員を報告します。
中野 貴代美農業委員、稲澤　一彦推進委員、尾山　境推進委員、村田　正人推進委員、山本　勝推進委員、中　康史推進委員から事前に欠席通知を受けておりますので報告します。
それでは、議事に入ります。
議案第 71 号「農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する意見について」審議を行います。
事務局より説明願います。

◎議案第 71 号

事 務 局：議案第 71 号 農地法第３条第１項の規定による許可申請について説明いたします。
総会議案書の２ページと申請位置図の３−１から３−８をご覧ください。
今回議案案件は８件でございます。

〈１番〉　浦山地区　宇奈月町浦山〇〇番　地目：田の１筆　26 ㎡について。
譲渡人：富山市向新庄　〇〇　さんから
譲受人：黒部市宇奈月町浦山　〇〇　への所有権移転についてであり、理由は売買です。

申請地は申請人両者の共有の名義となる土地であります。これまで、市内に住む譲受人が保全管理等を行っておりました。申請理由といたしましては、今後、所有者の代替わりなどで農地の管理などが複雑となることも考えられることから、現在管理をおこなっている譲受人にすべて所有権を移転したいとのことです。
譲受人は 10 年以上の農業経験があり、現在は自己所有地で自家野菜を耕作しております。当申請地においては自家野菜用に豆を栽培されるとのことです。許可条件に関しましても利用要件・従事日数ともに満たしており、譲受人として適当であると考えます。

〈２番〉　荻生地区　荻生〇〇番　地目：田の１筆 498 ㎡について。
譲渡人：富山市婦中町袋　〇〇　さん　から
譲受人：黒部市荻生　〇〇　へ　の所有権移転についてであり、理由は売買です。

譲受人は過去に農地を借りて自家野菜を耕作していた経験から、再び就農意欲が生じ、家庭菜園用の農地を探していたところ、譲受人の住居から近い申請地を所有する譲渡人と協議が整い、今回所有権移転の申請をされました。譲受人は昨年の８月総会でも別の所有者と所有権移転の申請をしており、許可が下りております。今回、自家野菜用の農地を増やしたいとのことで申請され、レタスやトマトなどを栽培したいと計画されております。許可条件に関しましても利用要件・従事日数ともに満たしており、譲受人として適当であると考えます。

〈３番〉　下立地区　宇奈月町下立〇〇番　地目：田の１筆 1,474 ㎡について。
譲渡人：石川県金沢市　〇〇　さん　から
譲受人：宇奈月町下立　〇〇　へ　の所有権移転についてであり、理由は売買です。

申請地はこれまで譲受人が譲渡人から借りて耕作をしておりました。以前より、譲渡人から農地を手放したい旨の相談を受けており、今後も引き続き譲受人で耕作を行っていくことから、話がまとまり、所有権移転の申請をされました。
譲受人は農地所有適格法人であること、機械や労働力などが十分に確保されていること、売買後も引き続き農地として適切に利用することが見込まれるため譲受人として適当であると考えます。

〈４番〉　石田地区　堀切〇〇番　地目：田の１筆 1,686 ㎡について。
譲渡人：黒部市堀切　〇〇　さん　から
譲受人：黒部市石田　〇〇　へ　の所有権移転についてであり、理由は売買です。

申請地は譲受人が所有する農地と仲間田となっており、譲受人がまとめて耕作をしております。以前より、譲渡人から農地を手放したい旨の相談を受けており、今後も引き続き譲受人で耕作を行っていくことから、話がまとまり、所有権移転の申請をされました。譲受人は石田地区で農業を営む農業者で、40 年以上の農業経験があり、大型の農業機械も所有されております。今後も継続して農地を利用することができると考えられ、譲受人として適当であります。

〈５番〉　下立地区　宇奈月町下立字青岩〇〇番　地目：田の１筆 212 ㎡について。
譲渡人：黒部市荻生　〇〇　さん　から
譲受人：富山市八尾町黒田　〇〇　へ　の所有権移転についてであり、理由は売買です。

譲渡人の〇〇さんはご家族から今年の８月に申請地を相続された際、農地を手放したいと考えられ、現在申請地付近で耕作をしている譲受人に相談し、双方合意のもと、所有権移転の申請をされました。譲受人は市外在住ですが、市内に農地を所有しており、通いながら果樹を栽培しております。申請地においても桃を栽培したいとのことで計画をしております。許可条件に関しましても利用要件・従事日数ともに満たして

おり、譲受人として適当であると考えます。

次の案件６番、７番については関連しておりますのであわせてご説明いたします。

〈６番〉　荻生地区　荻生〇〇番　地目：田の１筆 511 ㎡について。
譲渡人：滑川市坪川　〇〇　さん　から
譲受人：黒部市荻生　〇〇　へ　の所有権移転についてであり、理由は売買です。

〈７番〉　荻生地区　荻生〇〇番　地目：田の１筆 294 ㎡について。
譲渡人：黒部市荻生　〇〇　さん　から
譲受人：黒部市荻生　〇〇　へ　の所有権移転についてであり、理由は売買です。

６番、７番の申請地は仲間田となっており、これまでどちらも耕作者はおらず、放棄地となっておりました。譲渡人の〇〇さんが申請地を相続された際、農地を手放したいと考えられ、市を通して貰い手を探されたところ、荻生地区を中心に農業を営む譲受人と話がまとまり、仲間田の所有者である〇〇さんとまとめて所有権移転の申請をされました。譲受人は農地所有適格法人であること、機械や労働力などが十分に確保されていること、売買後、農地として適切に利用することが見込まれるため譲受人として適当であると考えます。

〈８番〉　大布施地区　植木〇〇番　地目：田の 17 筆 33,326 ㎡について。
譲渡人：黒部市金屋　〇〇　さん　から
譲受人：黒部市金屋　〇〇　へ　の所有権移転についてであり、理由は贈与です。

譲渡人と譲受人は親子であり、ご家族で農業を営んでおります。今回、息子である譲受人が中心に農業を営むなかで、所有権をまとめて息子に移したいということで申請されました。申請者は大布施地区で農業を営む農業者であり、20 年以上の農業経験があり、大型の農業機械もそれぞれ所有されております。今後も継続して農地を利用することができると考えられ、譲受人として適当であります。

以上、８件　23 筆　38,027 ㎡です。事務局からの説明は以上です。

会　　長：それでは、議案第 71 号 農地法第３条第１項の規定による許可申請について審議を行います。１番の案件について、浦山地区の委員の意見を求めます。
地区委員：意見なし。
会　　長：地区委員は異議なしとのことでしたが、他の委員の意見を求めます。
何かご意見ありませんか。
会　　長：次に２番、６番、７番の案件について、荻生地区の委員の意見を求めます。
地区委員：意見なし。
会　　長：次に３番、５番の案件について、下立地区の委員の意見を求めます。
地区委員：意見なし。

会　　長：次に４番の案件について、石田地区の委員の意見を求めます。
地区委員：意見なし。
会　　長：次に８番の案件について、大布施地区の委員の意見を求めます。
地区委員：意見なし。
会　　長：地区委員は異議なしとのことでしたが、他の委員の意見を求めます。
　　何かご意見ありませんか。
各 委 員：異議なし。
会　　長：異議なしとのことですので、議案第 71 号 農地法第３条第１項の規定による別紙申請の件について、当委員会は許可に同意することに決定します。
会　　長：続きまして、議案第 72 号「農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について」審議を行います。事務局より説明願います。

◎議案第 72 号
事 務 局：議案第 72 号農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見についてですが、3件ございます。3、4ページをご覧下さい。また申請位置図は5-1～5-3また A3の右上に「参考」と書いてある資料をあわせてご確認ください。

〈１番〉　石田地区　申請地：石田野〇〇番〇　地目：田　現況：田の9筆 3,812 ㎡について。
借人　下新川郡朝日町月山　〇〇　さん　へ
貸人　黒部市石田野　〇〇　さんと黒部市石田野　〇〇　さんからの賃借権設定であり、転用目的は養鯉場（ようりじょう）用地による一時転用です。
一時転用期間は令和 8 年 5 月から 10 年間となっております。

借人は朝日町月山の養鯉場において錦鯉を育成し、展示や卸、販売を行っております。数年前から、世界的に錦鯉の人気が拡大し、売り上げが伸びてきており、申請地の近接地にて令和2年7月、令和4年2月に枕野地内で農地転用を受けて、規模を拡大しておりましたが、現在の養殖施設では稚魚の育成池が不足しており、十分な育成スペースを確保するため、新たに養鯉場を造成することとなりました。錦鯉の養殖には、赤土の土壌で一日の寒暖の差が激しいところが適しており、過去の転用地から1kmほどの距離に位置しており、日常的な管理、給餌（きゅうじ）、選別作業等の効率的な運営が可能であり、また休耕地となっていることから申請地が選定された次第であります。
また、令和2年7月の1回目の転用申請は、永久転用での申請でしたが、その後、令和3年3月4日付けで、農地を養殖地に一時転用する場合における農地転用許可の取り扱いについての通知がでており、内容としては一時転用が認められる期間は本来3年以内（農用地の場合）ですが、市町村と協定書を結ぶ等、要件を満たせば10 年以内の一時転用が可能となります。また、期間満了後も引き続き養殖地として利用する場合は再度転用許可を行うことができるということです。
申請地は農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域であり、いわゆる「農振農用地」であります。通常の転用の場合には農振除外を行い、農地転用手続きを行う場所でありますが、一時転用として農業振興地域整備計画の実施に支障がないと市か

ら同意を受けた場合には許可となります。また先ほどの説明のとおり、市町村と協定書を結ぶ等、要件を満たせば 10 年以内の一時転用が可能となり、市の同意と協定を結んでおります。
申請地は農地の広がりは大きいですが、農道や水路に囲まれているため隣接農地はありません。その他資金証明等の一般基準についても問題はありませんでした。
また 3,000 ㎡を超える案件でありますので、県の常設審議委員会の案件となります。

〈2番〉　下立地区　申請地：宇奈月町下立字青岩〇〇番〇　地目：田　現況：田の1筆 24 ㎡について
譲受人　宇奈月町下立　〇〇　さん、　〇〇　さん　へ
譲渡人　広島県大竹市西栄二丁目　〇〇　さんからの所有権移転であり、転用目的は駐車場用地です。こちらは是正の案件となります。

譲受人は下立地内で水稲を中心に耕作している農地所有適格法人であり、市の認定農業者でもあります。今回、譲渡人の父が亡くなり、当該農地を相続しましたが、県外在住のため土地の管理ができないため、隣接の作業所兼倉庫を所有する譲受人へ相談し、建物に出入りする車両の駐車場として利用してもらうため、両者合意となったため申請されました。
しかし、両者とも当該地が農地であるとういう認識がなかったため、すでに譲受人が駐車場用地として転用されているため、今回の申請では始末書を添付しております。
申請地は富山地方鉄道本線下立口駅の目の前にある土地で、駅から 300m以内の公共施設整備済区域として第 3 種農地となり許可基準は「原則許可」となります。
申請地隣接に農地はありませんでした。その他資金証明等の一般基準についても問題はありませんでした。

〈3番〉　村椿地区　申請地：吉田〇〇番　地目：畑　現況：畑の1筆 152 ㎡について
譲受人　黒部市北野　〇〇　さん、　〇〇　さん　へ
譲渡人　栃木県小山市駅南町五丁目　〇〇　さんからの所有権移転であり、転用目的は資材置場です。

元々譲渡人は県外に在住のため土地の管理ができないという事情があり、土地を貰い受けてもらえる方を探しておりました。
譲受人は個人事業主で、制御盤の設計やソフト開発を行っています。今般、この土地にコンテナハウス３棟を設置して、補助作業を行う場所と倉庫スペースとして利用するという希望と合致したことから、今回の申請に至っております。
申請地は住宅が連たんしている土地で農地の広がりが 10ha 未満となる市街化傾向区域である 2 種農地に該当となり、許可基準は集落接続となります。
隣接農地はあるものの、耕作者の同意はとれており、資金証明等の一般基準も問題ありませんでした。

以上、３件 11 筆 3,988 ㎡です。事務局からの説明は以上となります。

会　　長：それでは、議案第 72 号農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について審議を行います。１番の案件について、前沢地区の委員の意見を求めます。
地区委員：意見なし。
会　　長：次に２番の案件について、下立地区の委員の意見を求めます。
地区委員：意見なし。
会　　長：次に３番の案件について、村椿地区の委員の意見を求めます。
地区委員：意見なし。
会　　長：地区委員は異議なしとのことでしたが、他の委員の意見を求めます。
各 委 員：異議なし。
会　　長：異議なしとのことですので、議案第 72 号農地法第５条第１項の規定による別紙申請の件について、当委員会は許可に同意することに決定します。
会　　長：続きまして、議案第 73 号「令和８年度農用地利用集積等促進計画の意見決定について」審議いたします。
本議案については、当委員会の〇〇委員に関することが含まれていますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、委員の退席を命じます。
それでは事務局から説明願います。

◎議案第 73 号
事 務 局：議案第 73 号農用地利用集積等促進計画案についてご説明いたします。
総会議案書の６ページをご覧ください。
今回提出いたしますのは令和８年２月 24 日～令和８年３月 23 日に受付した分になります。
まず、期間別貸借設定面積についてですが、新規６年未満が 114,265 ㎡、新規６年以上が 96,795 ㎡で計 211,060 ㎡です。
次に地区別の貸借一覧表になります。
石田地区が７件　23,417 ㎡
田家地区が３件　5,085 ㎡
村椿地区が７件　50,474 ㎡
大布施地区が６件　16,957 ㎡
三日市地区が５件　7,394 ㎡、
荻生地区が５件　33,271 ㎡、
若栗地区が６件　37,123 ㎡
東布施地区が２件　2,524 ㎡
愛本地区が２件　10,587 ㎡
下立地区が３件　21,258 ㎡
浦山地区が１件　2,970 ㎡
総件数は 47 件になります。
次のページからは貸借農地一覧表になります。ご確認ください。

次に議案書の 21 ページをご覧ください。合意解約地区別一覧表です。
石田地区　８件　9,924 ㎡、
浦山地区　１件　2,103 ㎡です。
解約理由につきましては、すべて耕作者変更によるものになります。
次のページをご覧ください。利用権設定率についてです。
全体での利用権設定率につきましては、先月同様 44.3%
そのうち農地中間管理機構の利用権設定率は、先月よりも 0.8%上がり、12.8%でした。
農用地利用集積計画につきまして、事務局からは以上になります。

会　　長：それでは、事務局から説明があった農用地利用集積等促進計画について各委員の意見を求めます。何かご意見ございませんか。
各 委 員：異議なし。
会　　長：異議なしとのことですので、議案第 73 号 令和８年度農用地利用集積等促進計画について、当委員会は同意することに決定します。
ここで〇〇委員の入室を許可します。
これで予定していた議事が終了しましたが、全体を通して他にご意見ございませんでしょうか。
会　　長：特にないようですので、これをもちまして本日の総会を閉会いたします。
（15 時 52 分で総会終了）

引き続き、事務報告及び農地利用最適化に関する情報交換を開催。
（16 時 13 分で終了）

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名委員　　５番　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名委員　　６番　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿